

日本脳科学関連学会連合 運営規約 連合代表選出議決細則

1. 連合代表は会員学会の所属であり、会員学会から推薦された候補者から、評議員会の議決により決定する。
2. 会議の連合代表選出議決にあたっては各評議員が1個の議決権をもつ。議決権の行使に当たっては規約第5条の資格を有する者に限る。ただし書面または電子書面による委任または事前投票を妨げない。
3. 会員学会は複数の候補者を推薦することはできない。
4. 連合代表選出は前連合代表任期満了前6ヶ月以内に行う。
5. 選出の公示は選出前2ヶ月以前に書面または電子書面にて行う。
6. 各学会の候補推薦届け出は選出を議題とする会議2週間前までに各学会が現連合代表に対して候補者名と趣意を書面または電子書面で表明することで行う。連合代表は候補推薦をただちに書面又は電子書面にて各会員に通知する。
7. 推薦候補者が1名に限られる場合、議決を経ず、該当候補者が連合代表に選出される。
8. 連合代表選出議決にあたって、書面・電子書面での委任・事前投票も含め、総評議員の過半数の賛同を得た者を連合代表に選出する。過半数に達しない場合は上位2者で再度選出議決を行う。
9. 再選出議決において、なお賛同が総評議員の過半数に達しない場合は、書面・電子書面での委任及び事前投票及び出席者による投票数合計の過半数において決する。なお同数の場合は連合代表が決する。
10. 本細則の改正は規約の改正規程に準ずる。